

産 政 第 183 号
令和4年1月19日

新潟県内各商工会議所会頭 様
新潟県商工会連合会会長 様
新潟県中小企業団体中央会会長 様
新潟経済同友会代表幹事 様
新潟県経営者協会会長 様

新潟県産業労働部長

**まん延防止等重点措置の適用に伴う事業者への
要請について（依頼）**

本県での新規感染者数の急激な増加を踏まえ、1月21日から2月13日までの期間において、県内全域を区域として、まん延防止等重点措置を適用することが決定されました。

県民の生命及び健康を確保するとともに、生活に不可欠な事業等を継続するためには、県民・事業者の皆さまから、これまで以上に感染防止対策を徹底いただくことが必要です。

つきましては、重点措置の適用に伴い、県民・事業者の皆さまに対して、別紙のとおり要請しましたので、貴会におかれましても、会員の皆さまに周知くださるよう、お願い致します。

〔事業者への要請（職場への出勤抑制等）〕

- テレワークやWeb会議の活用、時差出勤の拡大などにより出勤者数の削減、接触機会の低減の取組を推進すること。
- 従業員の体調管理を徹底(出勤前の検温等)し、体調の悪い人は出勤しない・させないこと。
- 従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧めること。
- 職場での集団感染が発生していることを踏まえ、感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・食堂等)に注意すること。
- 社会機能の維持のため業務継続の仕組みを構築すること。

新潟県産業労働部産業政策課 柄澤、宇治
電 話：025-280-5231